

令和2年4月16日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和2年第4回）議事録

1. 開催日時 令和2年4月16日（木曜日）午後2時
2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」
3. 出席委員（19名）

3番 遠藤 幸男	15番 小松 幸夫
5番 富樫 公一	16番 大場 弥吉
6番 石井 勲	17番 佐藤 喜勝
7番 庄司 和夫	18番 岡部 五一郎
9番 畑山 留美子	19番 古関 幸子
10番 佐々木 亨	20番 佐々木 純一
12番 大瀧 浪雄	21番 齋藤 誠
13番 佐藤 秀孝	22番 佐々木 知榮
14番 小野 眞一	23番 佐藤 和子
	24番 佐藤 系悦
4. 欠席した委員（4名）

2番 熊谷 正博
4番 眞坂 平通
8番 佐藤 崇
11番 佐藤 俊和
5. 議事日程第1号 令和2年4月16日 午後2時
 - 第1. 議事録署名委員指名
 - 第2. 会議書記任命
 - 第3. 会期決定
 - 第4. 会務報告
 - 第5. 報告第2号 地方公務員法第29条第1項第2号の規定に基づく職員の処分の発令について
 - 第6. 報告第3号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の任免について
 - 第7. 報告第4号 由利本荘市農業委員会事務局処務規程の一部改正について
 - 第8. 議案第33号 農地法第3条の規定による所有権移転の件
 - 第9. 議案第34号 農地法第3条の規定による所有権移転許可取り消しの件
 - 第10. 議案第35号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件
 - 第11. 議案第36号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件
 - 第12. 議案第37号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)の作成の件
 - 第13. 議案第38号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権移転の件
 - 第14. 議案第39号 農地転用事業計画変更承認の件
 - 第15. 議案第40号 農地法第4条第1項の規定による使用目的変更の件
 - 第16. 議案第41号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件
 - 第17. 議案第42号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件
 - 第18. 議案第43号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件
 - 第19. 議案第44号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨(非農地)の判断について

6. 本日の会議に付した事件
議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	高橋孝紀	次長	豊嶋昌則
農地班長	小松和則	農政班長	二見真之
主査	釜台勇樹	主査	齋藤身子
主任	佐々木智慧		
班長(矢島庶務班)	黒木浩二	主事(矢島庶務班)	村上崇敬
班長(岩城庶務班)	佐藤佳紀	主任(岩城庶務班)	佐賀歩
班長(由利庶務班)	三保敦	技師(由利庶務班)	豊島達也
班長(大内庶務班)	堀友昭	主事(大内庶務班)	池田卓也
班長(東由利庶務班)	三浦雅弘	主事(東由利庶務班)	遠藤大騎
班長(西目庶務班)	千葉博喜	主事(西目庶務班)	高橋菜摘
班長(鳥海庶務班)	村上廣隆	主任(鳥海庶務班)	櫻井浩規

8. 総会議長

佐藤系悦

9. 議事録署名委員

21番 齋藤 誠

22番 佐々木 知 榮

10. 会議の概要

○議長

これより、令和2年4月3日公示招集されました、令和2年第4回総会を開会いたします。ただいまの出席委員は、委員総数23名中19名であります。

2番・熊谷正博委員、4番・眞坂平通委員、8番・佐藤崇委員、11番・佐藤俊和委員より欠席の届出があります。

出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

また、本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますのでご報告いたします。

本日の提出案件は、報告第2号から4号まで並びに議案第33号から議案第44号までの計15件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第12条の規定に基づき、議事録署名委員に、21番・齋藤誠委員、22番・佐々木知榮委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。
お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

○事務局長

(案件を朗読して説明する)

○議長

日程第5、報告第2号「地方公務員法第29条第1項第2号の規定に基づく職員の処分の発令について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(案件を朗読して報告)

○議長

報告第2号の説明が終わりました。本件は報告事項でありますので、質問・意見を省略して、報告のとおり承認することに決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認め、報告のとおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第6、報告第3号「農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の任免について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(案件を朗読して報告)

○議長

報告第3号の説明が終わりました。本件は報告事項でありますので、質問・意見を省略して、報告のとおり承認することに決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認め、報告のとおり承認することに決定いたしました。

ただいまより、転入、併任職員の紹介をいたしますので、暫時休憩いたします。

○局長

(転入、併任職員紹介)

○議長

会議を再開いたします。

日程第7、報告第4号「由利本荘市農業委員会事務局処務規程の一部改正について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

4ページをご覧ください。

報告第4号「由利本荘市農業委員会事務局処務規定の一部改正について」であります。
由利本荘市農業委員会規則第6条第1項の規定により専決処分しましたので、同規則第6条第2項の規定により報告いたします。

今回の改正点について、5ページに新旧対照表がございますので、それを基に説明させていただきます。「現行」をご覧ください

第7条の「事務局長の現行の専決事項」について記載があります。

(3)に記載されておりますが、今までは、農業委員会事務局長の専決事項は、「由利本荘市事務決裁規定」において、部長職と課長職の両方について専決事項となっております。

今回の改正では、今後は、部長職の専決事項は、今までと同様事務局長が行い、課長職にあたる分の専決事項は事務局次長が行うよう改正するものです。以上報告いたします。

○議長

報告第4号の説明が終わりました。本件は報告事項でありますので、質問・意見を省略して、報告のとおり承認することに決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認め、報告のとおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第33号「農地法第3条の規定による所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は譲受人の要望または自作地相互の交換または贈与である旨述べ、贈与税の税制上の取り扱いについては説明済みであることを補足する)

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いいたします。

○議長

議案第33号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第33号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第33号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第34号「農地法第3条の規定による所有権移転許可取り消しの件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は、許可後、所有者の都合で利用方針が

変わったことにより、本契約まで至らなかったため、取消願があったことについて説明)

○議長

議案第34号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第34号は、申請のとおり、許可を取り消すことに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第34号は、申請のとおり、許可を取り消すことに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第35号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案の1番につきましては、A委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【A委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第35号1番につきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づいて朗読し、賃借権の再設定、期間は10年である旨説明し、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第35号1番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第35号1番は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第35号1番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【A委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第35号2番から89番までにつきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権又は使用貸借権の新規又は再設定、期間は1年又は2年又は3年又は5年又は6年又は10年又は20年である旨述べ説

明する。)

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第35号2番から89番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第35号2番から89番までは、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第35号2番から89番までは、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第36号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、農業公社を介する案件である旨述べ説明する。)

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第36号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第36号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第36号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第37号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)の作成の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規、使用貸借権の新規、期間は10年、20年である旨述べ説明する。)

○議長

ここで、事務局より農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしております。よろしくお願いたします。

○議長

議案第37号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第37号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第37号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

○議長

日程第13、議案第38号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権移転の件」を議題とし、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、使用貸借権の移転、期間は7年である旨、また農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第38号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第38号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第38号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

○議長

日程第14、議案第39号「農地転用事業計画変更承認の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、工事を進める中で、地下埋設物の発見による計画変更である旨説明

する。また変更内容は、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

議案第39号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきましてご報告をお願いいたします。

調査員、18番・岡部五一郎委員

○18番岡部五一郎委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第39号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第39号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第39号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第39号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第15、議案第40号「農地法第4条第1項の規定による使用目的変更の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。なお、申請地はすでに造成されており、追認案件となるが、これは、申請者が農地法を熟知していなかったため造成してしまったものであり、申請者から顛末書を提出させており、悪質とは認められないこと、また、今後は農地法を遵守するとされていることから、両筆一体利用するものとして、申請を受理したこと。なお、この案件は、秋田県農業会議の意見聴取の対象にならないことから、本総会で許可することに決定した場合は、5月に予定されている農振除外公告日の翌日付で許可する旨説明する。)

○議長

議案第40号の説明が終わりました。現地調査報告につきましては、令和2年第3回総会議案第31号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」の審議の際に、既に報告を受けておりますので、省略いたします。

ただいまの議案第40号の事務局説明につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第40号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。お諮りいたします。議案第40号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第40号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第16、議案第41号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、はじめに1番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

議案第41号1番の説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、3番遠藤幸男委員。

○3番(遠藤幸男委員)

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に議案第41号2番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

議案第41号2番の説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、13番佐藤秀孝委員

○13番(佐藤秀孝委員)

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第41号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第41号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

議案第41号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第41号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第17、議案第42号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。）

○議長

議案第42号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、18番岡部五一郎委員。

○18番（岡部五一郎委員）

（確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第42号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第42号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第42号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第42号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第18、議案第43号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、はじめに1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定

した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

議案第43号1番の説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、18番岡部五一郎委員。

○18番(岡部五一郎委員)

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、議案43号2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。なお、申請地はすでに造成されており、追認案件となるが、これは、申請者が農地法を熟知していなかったため造成してしまったものであり、申請者から顛末書を提出させており、悪質とは認められないこと、また、今後は農地法を遵守するとされていることから、両筆一体利用するものとして、申請を受理したこと。なお、この案件は、秋田県農業会議の意見聴取の対象にならないことから、本総会で許可することに決定した場合は、5月に予定されている農振除外公告日の翌日付で許可する旨説明する。)

○議長

議案第43号2番の説明が終わりました。現地調査報告につきましては、令和2年第3回総会議案第31号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」の審議の際に、既に報告を受けておりますので、省略いたします。

ただいまの議案第43号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第43号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第43号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第43号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第19、議案第44号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨(非農地)の判断について」を議題とし、はじめに1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請地は約40年前から農道として利用されており、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。)

○議長

次に2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請地は約30年以上前から植林された山林または耕作されていない山林または原野の状態であり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。)

○議長

議案第44号1番から2番までの説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、18番・岡部五一郎委員

○18番岡部五一郎委員

(現地確認日、現地調査出席者、申請地の状況から、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に3番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請地は長期にわたり耕作しておらず、雑木が生い茂り原野化しているため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。)

○議長

議案第44号3番の説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、15番・小松幸夫委員

○15番・小松幸夫委員

(現地確認日、現地調査出席者、申請地の状況、周辺に農地はないことから営農への支障がないこと、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第44号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第44号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第44号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後 3 時 2 6 分閉会)

由利本荘市農業委員会会議規則第 1 2 条第 1 項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 齋 藤 誠

議事録署名委員 佐々木 知 榮